

令和6年度  
新春オンライン  
タクトセミナー

令和6年度税制改正と  
これからの相続・資産承継対策のポイント



令和6年度

新春オンラインタクトセミナー

# 開会の挨拶

代表社員・税理士・公認会計士

山田 毅志

第一部

令和6年度税制改正のポイント  
(資産課税分野を中心に)

講師

情報企画部部长・税理士

山崎 信義

# 令和6年度税制改正の基本的な考え方（資産課税分野を中心に抜粋）

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等が行われます。地域経済や中堅・中小企業の活性化等の観点から、事業承継税制の特例措置に係る計画提出期限の延長や外形標準課税の適用対象法人の見直し等が行われます。

## 1. 構造的な賃上げの実現

(例) 所得税・個人住民税の定額減税

…合計所得金額1,805万円（給与収入2,000万円）以下の個人に対し、4万円（所得税3万円+住民税1万円）  
×（1（本人）+扶養親族の数）の減税が行われます。

(例) 賃上げ促進税制の強化

## 2. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

(例) 子育て支援に関する政策税制

- ①子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充(後述)
- ②子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充

## 3. 地域・中小企業の活性化等

(例) 事業承継税制の見直し(後述)

(例) 中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充(後述)

(例) 法人事業税の外形標準課税の見直し(後述)

(例) 交際費課税の見直し

…法人税の計算上、損金不算入とされる交際費について、交際費等から除外される（損金算入される）飲食費に係る基準が、現行の1人あたり5,000円以下から、1万円以下へ引上げられます。

# INDEX

## 本セミナーで説明する項目

令和5年12月14日に発表された「令和6年度税制改正大綱」（「大綱」）のうち、資産課税分野等の改正点を中心に解説します。

### 1 相続税・贈与税の改正

- ・非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例措置の見直し
- ・直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の見直し

### 2 住宅・土地税制の改正

- ・住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の見直し
- ・居住用財産（マイホーム）の譲渡に係る譲渡所得の特例の延長
- ・登録免許税・印紙税・不動産取得税・固定資産税の特例の延長・継続

### 3 法人課税の改正

- ・法人事業税の外形標準課税の見直し
- ・中小企業事業再編投資損失準備金制度の見直し

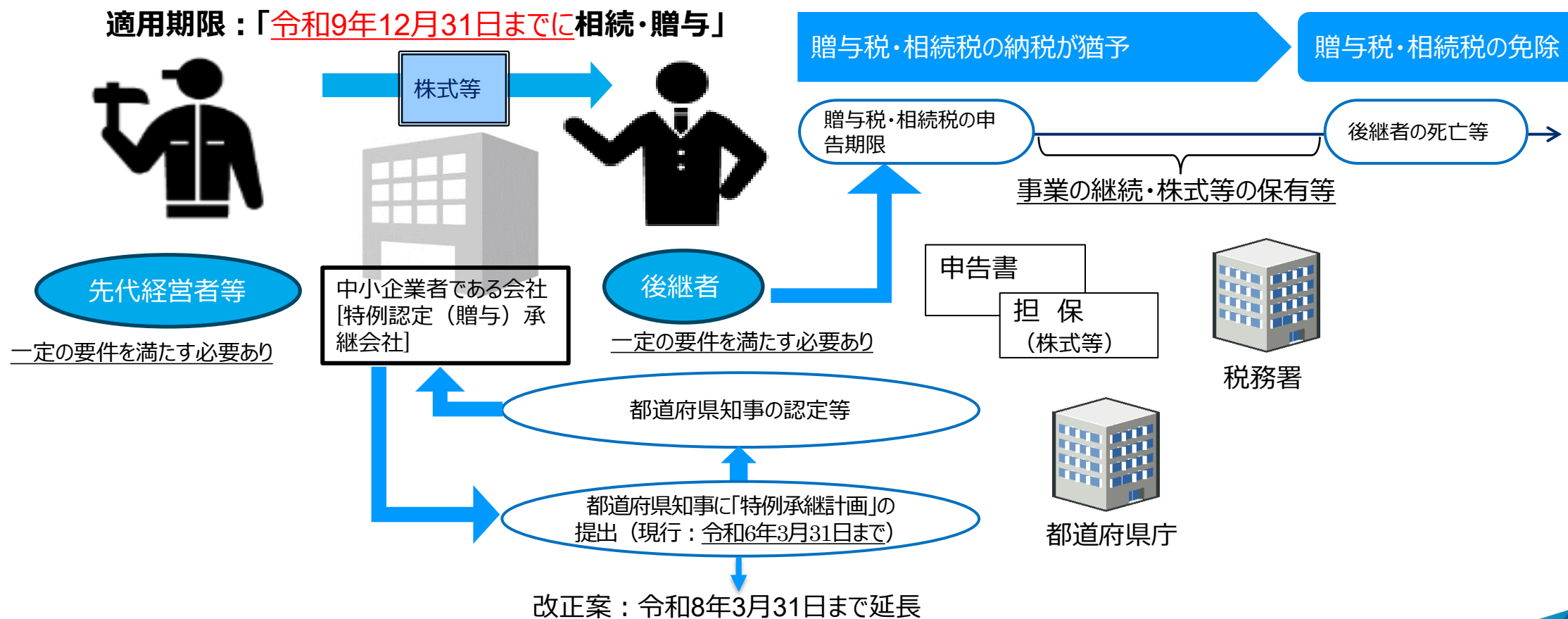
01

# 相続税・贈与税の改正

# 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例措置の見直し（「大綱」P50）

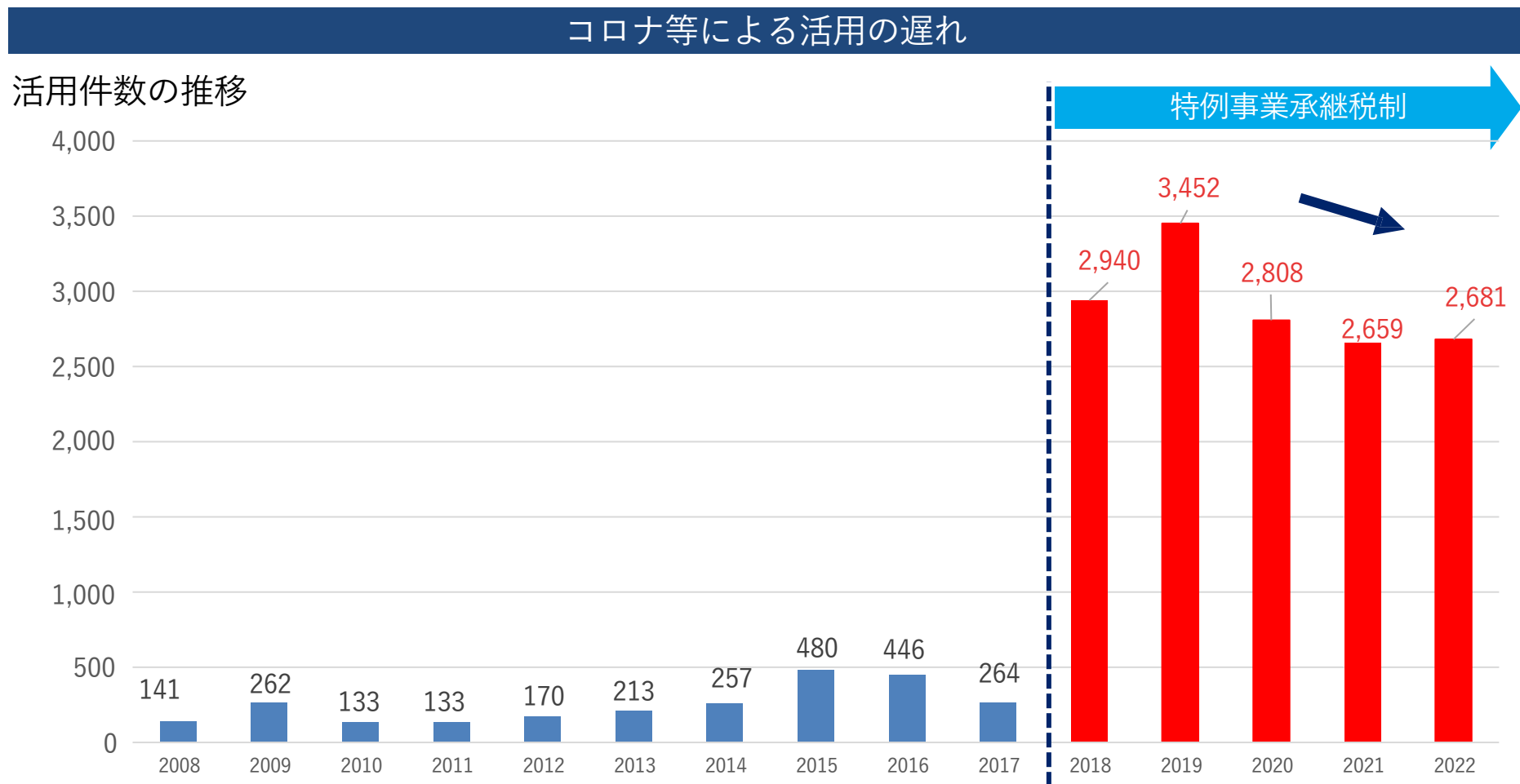
1. 特例承継計画の提出期限が、令和8年3月31日まで2年延長されます。
2. 事業承継を集中的に進めるための時限措置としていることを踏まえ、令和9年12月31日までの適用期限は今後とも延長が行われません。

## <特例措置のイメージ>



## 【参考】事業承継税制の活用状況

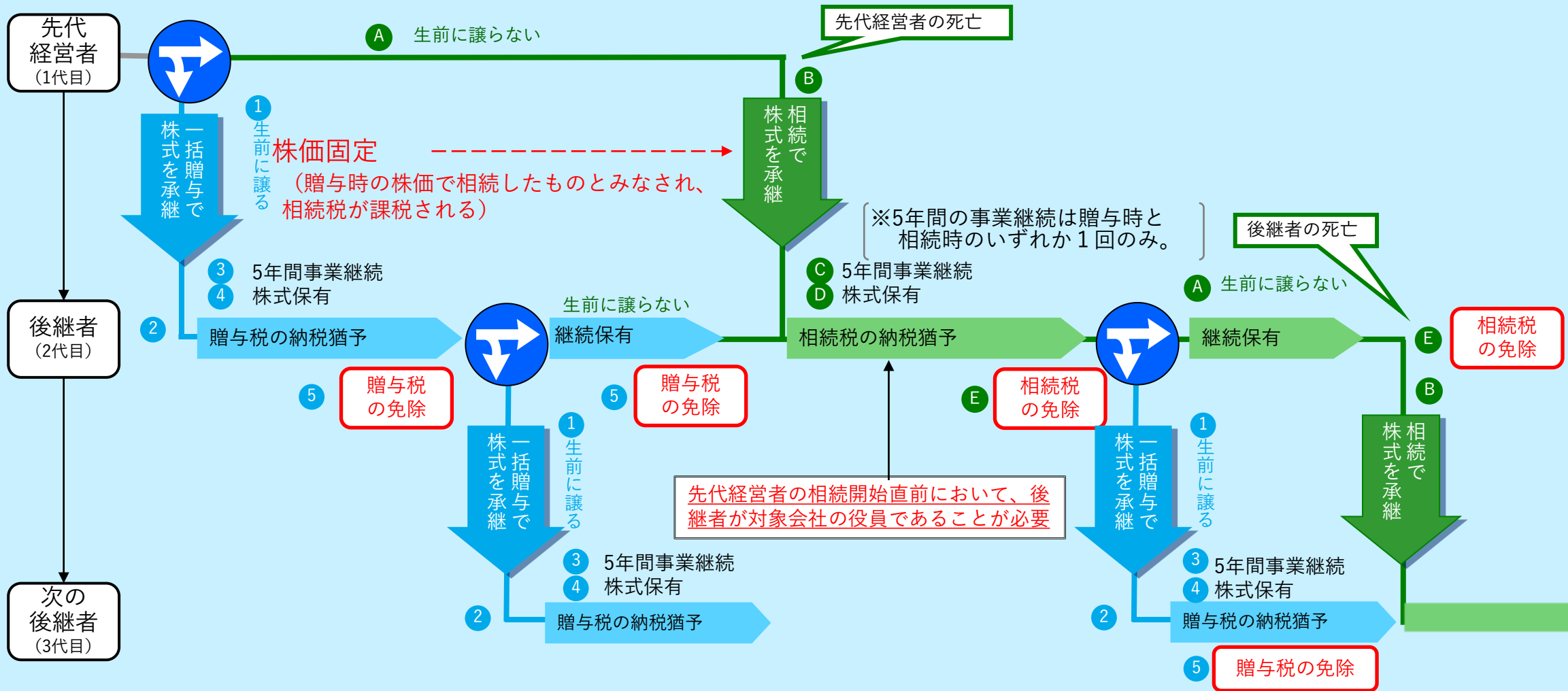
特例承継計画（法人版）の活用件数は、コロナ禍前（2018・2019年）は増加したもののコロナ禍（2020年～2022年）は落ち込んだ。急激な経営環境の変化により、中小企業の事業承継の検討が遅れている。



※2017年度以前は計画認定件数、2018年度以降は特例承継計画申請件数をカウント（出典：経済産業省「令和6年度(2024年度)経済産業関係 税制改正について」を基に作成）

# 【参考】事業承継税制における株式承継フロー

生前に譲らない場合 → A ~ E (相続税の納税猶予を活用する場合の手順)  
 生前に譲りたい場合 → 1 ~ 5 (贈与税の納税猶予を活用し、その後相続税の納税猶予に切り替える場合の手順)



(出典：日本商工会議所「平成30年度税制改正に関する意見（事業承継）」を基に作成)

## 【参考】 贈与税の特例措置に係る贈与者が令和10年以降に死亡した場合の相続税の特例措置の適用

Q 贈与税の特例措置に係る贈与税の納税猶予の適用後、令和10年1月以降（＝贈与税・相続税の特例措置の適用期限後）にその贈与者が死亡した場合に、その贈与者に係る相続税について特例措置の適用を受けることはできますか。

A

相続税の特例措置の適用を受けることができます。理由は以下の通りです。

- ①租税特別措置法第70条の7の5第1項より、贈与税の特例措置の適用対象となるのは、令和9年12月末までの非上場株式の贈与です。
- ②上記①の適用に係る特例贈与者（＝先代経営者）が死亡した場合には、同第70条の7の7第1項の規定により、特例経営承継受贈者がその贈与を受けた非上場株式を相続により取得したものとみなす（＝相続税を課税する）とされています。
- ③同70条の7の8第1項の規定により、上記②の適用を受ける特例経営承継受贈者が一定の条件を満たす場合、その贈与を受けた株式に係る相続税の全額について、特例経営相続承継受贈者の死亡の日まで納税が猶予されます。同第70条の7の8の適用において、特例贈与者の死亡日に関する制限規定（「平成30年1月から令和9年12月末までの間に特例贈与者が死亡しないと、事業承継税制の特例措置の適用を受けられない」等）はありません。
- ④上記①～③より、①の贈与税の特例措置の適用を受けていれば、その特例贈与者が令和10年1月以降に死亡した場合であっても、③の相続税の特例措置の適用を受けることができます。

## 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の見直し（「大綱」P49～50）

1. 相続時精算課税の特例(年齢60歳未満の贈与者も選択可)と併せて、適用期限が令和8年12月31日まで3年延長されます。
2. 非課税限度額を1,000万円とする上乗せ措置の適用対象となる、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋（「質の高い住宅」）の要件について、その住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をする場合は、住宅用家屋の省エネ性能が断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上（現行：断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上）であることとされます。

(注1)上記の改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

(注2) 令和6年1月1日以後に、住宅取得等資金の贈与を受けて住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をする場合、その住宅用家屋の省エネ性能が断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上であり、かつ、その住宅用家屋が次の①又は②のいずれかに該当するものであるときは、その住宅用家屋は「質の高い住宅」とみなされます。

①令和5年12月31日以前に建築確認を受けているもの

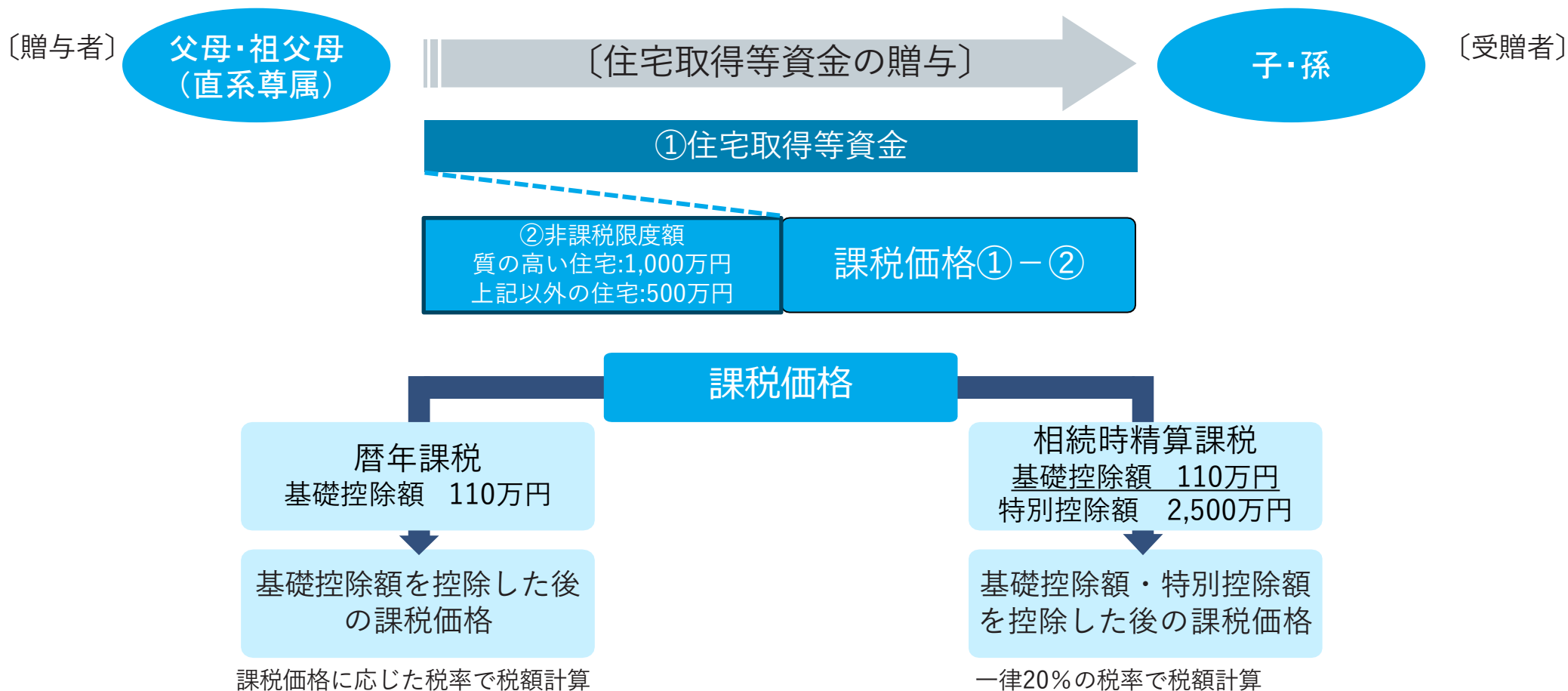
②令和6年6月30日以前に建築されたもの

(注3) 改正案による令和6年以降の「質の高い住宅」の要件は、以下の通りとなります。

住宅の種類等	要件
新築住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上*</li> <li>*令和5年12月31日までに建築確認を受けた住宅又は令和6年6月30日までに建築された住宅は、断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上（注2参照）</li> <li>耐震等級2以上又は免震建築物</li> <li>高齢者等配慮対策等級3以上</li> </ul>
既存(中古)住宅・増改築	<ul style="list-style-type: none"> <li>断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上</li> <li>耐震等級2以上又は免震建築物</li> <li>高齢者等配慮対策等級3以上</li> </ul>

## 【参考】直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置のイメージ

18歳以上の個人が、父母又は祖父母から自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等の対価に充てるための金銭（以下「住宅取得等資金」）を贈与により取得した場合には、一定の要件を満たすことにより、非課税限度額（質の高い住宅:1,000万円、それ以外の住宅:500万円）までの金額について、贈与税が非課税となります。



(出典：国税庁「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税等のあらまし」を基に作成)

## 【参考】相続時精算課税の基礎控除に関するよくある質問

**Q1** 暦年課税の基礎控除と、新設された相続時精算課税の基礎控除には、どのような違いがあるのでしょうか。

**A1** 相続時精算課税の場合、基礎控除の枠内の贈与は贈与税と相続税がかかりません（相法21の11の2①、措法70の3の2①、相法21の15①）。一方、暦年課税の場合は、相続等により財産を取得した個人が、その被相続人から生前に暦年課税に係る贈与によって取得した財産のうち相続開始前7年以内に贈与されたものは、基礎控除額110万円以下の贈与財産も含めて、贈与税の課税の有無にかかわらず全て加算されます（相法19①）。したがって、毎年110万円以下の贈与を継続して行う場合は、相続時精算課税の選択が有利になります。

なお、相続時精算課税に係る基礎控除の適用を受けるためには、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日の間に相続時精算課税の選択届出書等の一定の書類を添付した贈与税の申告書を提出する必要がありますので（相法21の19②）、注意が必要です。

**Q2** 相続時精算課税制度について、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産から110万円の基礎控除が創設されましたが、受贈者（相続時精算課税適用者）が令和5年以前に精算課税の選択をしていた場合であっても、この基礎控除の適用ができますか。

**A2** 令和5年以前に相続時精算課税の選択届出をしている人が令和6年以後に贈与を受けた場合についても、110万円の基礎控除は適用されます。

相続税法の一部改正に伴う経過措置を定めた改正法附則19条の4項では、「（110万円の基礎控除を定める）相続税法第21条の11の2の規定は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。」とあり、令和6年以後に相続時精算課税の選択届出をしている場合のみに限定していないからです。

02

## 住宅・土地税制の改正

# 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の見直し（「大綱」P36～37）

## 1. 子育て特例対象個人に係る借入限度額の拡充

個人で、年齢40歳未満で配偶者を有する者、年齢40歳以上で年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者（以下「子育て特例対象個人」）\*が、認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得（以下「認定住宅等の新築等」）をして、令和6年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合は、住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）を次のとおりとして、本特例の適用を受けることができます。

- ①認定住宅                    : 5,000万円（現行4,500万円）
- ②ZEH水準省エネ住宅      : 4,500万円（現行3,500万円）
- ③省エネ基準適合住宅      : 4,000万円（現行3,000万円）

\*「子育て特例対象個人」は、具体的には『「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」』が該当します（国土交通省「令和6年度国土交通省税制改正概要」）。

## 2. 床面積要件の緩和措置の見直し

認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得に係る床面積要件の緩和措置（40㎡以上50㎡未満でも適用可）について、令和6年12月31日以前（現行：令和5年12月31日以前）に建築確認を受けた家屋も適用対象とされます。

- （注1）「認定住宅等」とは認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいい、「認定住宅」とは認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいいます。
- （注2）「買取再販認定住宅等」とは、認定住宅等である既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものをいいます。
- （注3）上記1及び2のその他の要件等は、現行の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除と同様とされます。

# 改正案による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の概要

令和6年中に入居した場合の借入限度額と床面積要件が以下の通りに見直されます。

控除率		一律0.7%	<入居年>	令和5年入居	令和6年入居
借入限度額	新築住宅・買取再販	長期優良住宅・低炭素住宅		5,000万円	一般：4,500万円、 <u>子育て特例対象個人：5,000万円*</u>
		ZEH水準省エネ住宅		4,500万円	一般：3,500万円、 <u>子育て特例対象個人：4,500万円*</u>
		省エネ基準適合住宅		4,000万円	一般：3,000万円、 <u>子育て特例対象個人：4,000万円*</u>
		その他の住宅		3,000万円	0円（令和5年までに新築の建築確認：2,000万円）
	既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅		3,000万円	
		その他の住宅		2,000万円	
控除期間	新築住宅・買取再販		13年（「その他の住宅」は、令和6年以降の入居の場合10年）		
	既存住宅		10年		
所得要件			2,000万円以下		
床面積要件			50㎡（新築の場合、 <u>令和6年までに建築確認</u> の場合40㎡（+所得要件：1,000万円以下））		

\*子育て特例対象個人が令和7年中に入居した場合の借入限度額と床面積要件については、令和7年度税制改正において令和6年と同様の方向性で検討の予定です。

（出典：国土交通省「令和6年度国土交通省税制改正概要」を基に作成）

# 居住用財産（マイホーム）の譲渡に係る譲渡所得の特例の延長（「大綱」P39）

以下の居住用財産（マイホーム）の譲渡に係る譲渡所得の特例の適用期限が延長になります。

特例の種類	特例の概要	改正の内容
①特定の居住用財産の買換えの特例（措法36の2）	特定のマイホームを譲渡して新たなマイホームを買換えた場合には、一定の要件のもと譲渡益に対する課税を繰り延べる。	適用期限が令和7年12月31日まで2年延長される。
②居住用財産を買換えた場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例（措法41の5）	マイホーム（旧居宅）を令和5年12月31日までに売却して、新たにマイホーム（新居宅）を購入した場合には、旧居宅の譲渡による損失が生じたときは、買換資産（新居宅）について償還期間10年以上の住宅ローン等を有する等の一定の要件を満たすものに限り、その譲渡損失をその年の給与所得など他の所得から控除（損益通算）できる。 さらに損益通算を行っても控除しきれなかった譲渡損失は、譲渡の年の翌年以後3年以内に繰越控除できる。	特例の適用を受けようとする個人が一定の申請書の提出をしている場合には、住宅借入金等の残高証明書の確定申告書等への添付が不要とする措置が講じられたうえ、適用期限が令和7年12月31日まで2年延長される。
③特定の居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例（措法41の5の2）	住宅ローンのあるマイホームを住宅ローンの残高を下回る価額で売却して損失（譲渡損失）が生じたときは、一定の要件を満たすものに限り、その譲渡損失をその年の給与所得など他の所得と損益通算することができる。 さらに損益通算を行っても控除しきれなかった譲渡損失は、譲渡の年の翌年以後3年以内に繰越控除できる。	適用期限が令和7年12月31日まで2年延長される。

## 登録免許税・印紙税・不動産取得税・固定資産税の特例の延長・継続（「大綱」P50,51,58,56,47）

以下の通り特例の適用期限が延長・継続されます。

特例の種類	特例の概要	改正の内容
①登録免許税の特例（措法72の2、73、75）	住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置	適用期限が令和9年3月31日まで3年延長される。
②印紙税の特例（措法91）	不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の軽減措置	同上
③不動産取得税の特例（地法附則11の5、11の2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格（固定資産税評価額）の2分の1とする特例措置</li> <li>・住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率（本則4%）を3%とする特例措置</li> </ul>	同上
④固定資産税の新築住宅に係る特例（地法附則15の6）	新たな課税年度から3年度分（3階建以上で耐火構造の住宅は5年度分）、床面積120㎡までの税額が2分の1とされる軽減措置	適用期限が令和8年3月31日まで2年延長される。
⑤固定資産税の負担調整措置（地法附則18等）	負担水準（評価額等に対する前年度課税標準額等の割合）が高い土地は税負担を引き下げ又は据え置き、負担水準が低い土地については段階的に税負担を引き上げる措置	令和6年度から令和8年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みが継続される。

03

## 法人課税の改正

# 法人事業税の外形標準課税に関する総務省の解説

## 1. 外形標準課税の概要（総務省HP「法人事業税における外形標準課税」より抜粋）

法人事業税のうち資本金1億円超の普通法人には、①所得割、②収益配分額（報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額）と単年度損益との合計額を課税標準とする付加価値割と、③資本金等の額を課税標準とする資本割からなる外形標準課税が課されています。外形標準課税は、法人が事業規模に応じて広く薄く負担するものであり、税負担の公平性の確保、応益課税としての事業税の性格の明確化、地方分権を支える基幹税の安定化、経済の活性化等の観点から重要な意義を有しています。

### ①所得割

法人の所得によって課税（税率3.6%相当\*）

\*特別法人事業税分を含め、実質税率3.6%相当

### ②付加価値割

{収益配分額（報酬給与額\* + 純支払利子 + 純支払賃借料） + 単年度損益} × 1.2%

\*雇用安定控除（収益配分額の7割を超える報酬給与額を控除）あり

### ③資本割

資本金等の額（資本金又は出資金の額 + 資本金又は出資金の額以外の金額の増減額） × 0.5%

## 2. 総務省「令和6年度地方税制改正(案)について」（1頁）の解説

※改正前に外形標準課税の「対象外」である法人及び改正後に新設される法人については、現行基準（資本金1億円超）に該当しない限り、外形標準課税の「対象外」。

※令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用し、公布日前に外形標準課税の対象であった法人が、「駆け込み」で減資を行った場合で、次頁の基準に該当するときは、外形標準課税の対象とする所要の措置を講ずる。

# 法人事業税の外形標準課税の見直し（「大綱」P76～77）

## 1. 減資への対応

①外形標準課税の対象法人について、現行基準（資本金1億円超）が維持されます。ただし当分の間、〔その事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象であった法人〕であって、〔その事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるもの〕は、外形標準課税の対象とされます。

②施行日以後最初に開始する事業年度については、①にかかわらず、〔公布日を含む事業年度の前事業年度（公布日の前日に資本金が1億円以下となっていた場合は、公布日以後最初に終了する事業年度）に外形標準課税の対象であった法人〕であって、〔その施行日以後最初に開始する事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるもの〕は、外形標準課税の対象とされます。

（注）上記の改正は令和7年4月1日に施行し、同日以後に開始する事業年度から適用されます。

【講師注】資本金を減資して資本剰余金（資本準備金＋その他の資本剰余金）へ振り替えることによる”外形（標準課税）逃れ”を抑制するため、現行基準（資本金1億円超）の他、“〔資本金＋資本剰余金〕が10億円超”の補充的な基準が設けられました。

## 2. 100%子法人等への対応

①資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える一定の法人（以下「特定法人」）の100%子法人等のうち、〔その事業年度末日の資本金が1億円以下〕で、〔資本金と資本剰余金の合計額（公布日以後にその100%子法人等がその100%親法人等に対して資本剰余金から配当を行った場合は、その配当相当額を加算した金額）が2億円を超えるもの〕は、外形標準課税の対象とされます。

②上記の「100%子法人等」とは、特定法人との間にその特定法人による法人税法に規定する完全支配関係がある法人及び100%グループ内の複数の特定法人に発行済株式等の全部を保有されている法人をいいます。

（注）上記の改正は令和8年4月1日に施行し、同日以後に開始する事業年度から適用されます。

# 現行の中小企業事業再編投資損失準備金制度の概要

## 1. 制度の概要（措法56①）

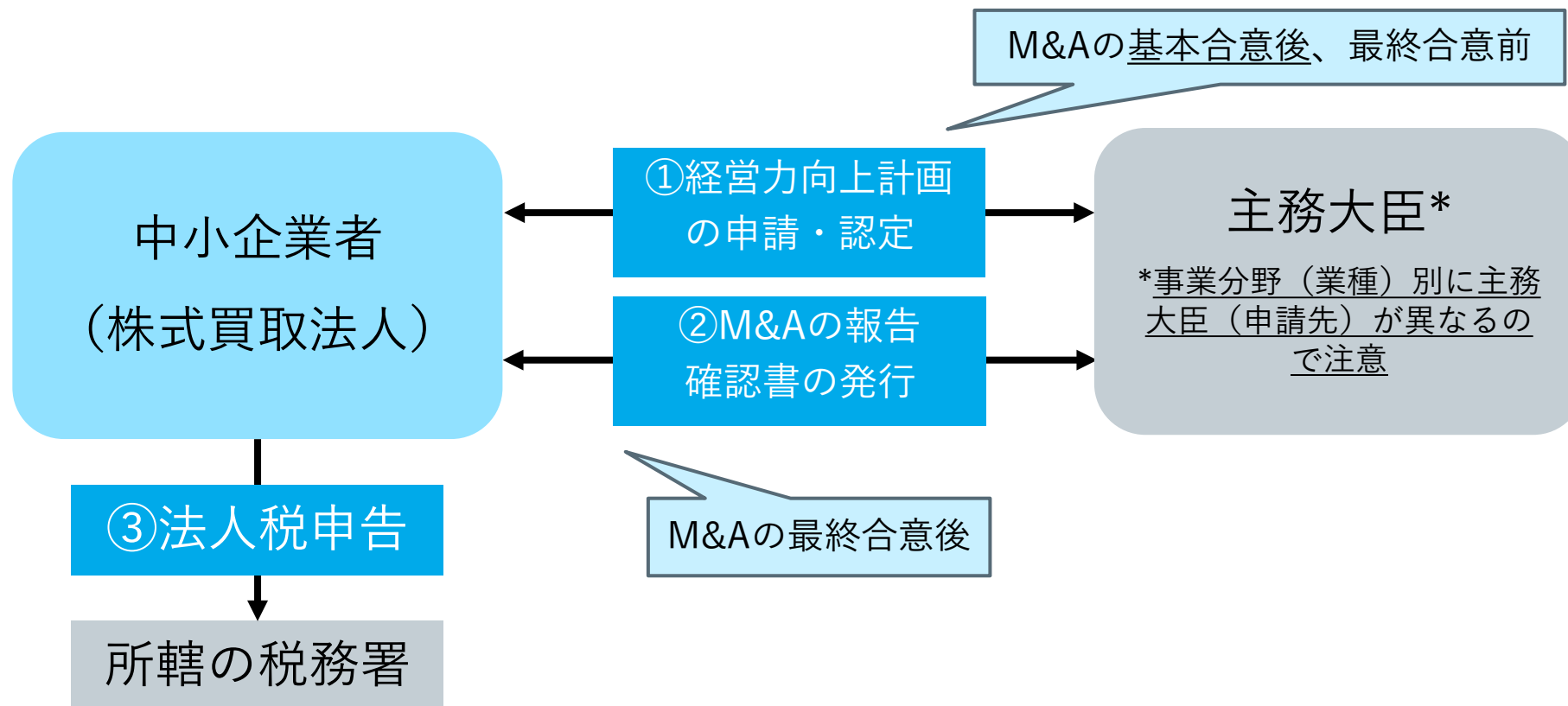
①青色申告書を提出する中小企業者（資本金の額が1億円以下等の一定の法人に限る。）が、②令和6年3月31日までの間に、③事業承継等事前調査（＝デュー・デリジェンス）に関する事項が記載された経営力向上計画の認定を受け、その計画に基づき、④事業承継等として株式等を取得（購入による取得に限る。）し、かつ、その株式等を事業年度末まで引き続き有している場合（その株式等の取得価額が10億円を超える場合を除く。）において、その株式等の価格の低落による損失に備えるため、⑤株式等の取得価額として計上する金額（購入手数料等の株式等の購入に要した金額を含む。）の70%以下の金額を準備金（「中小企業事業再編投資損失準備金」）として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度の法人税の計算上、損金算入できます。

## 2. 中小企業事業再編投資損失準備金の取り崩し

- [1] 1の準備金は、①その株式等の全部又は一部を有しなくなった場合、又は②その株式等の帳簿価額を減額した場合等の一定の場合においては取り崩して、その事業年度の法人税の計算上、益金に算入されます（措法56③）。
- [2] 1の準備金は、その積み立てた事業年度終了の日の翌日から5年を経過した日を含む事業年度から5年間で、その経過した準備金残高の均等額を取り崩し、各事業年度の法人税の計算上、益金に算入されます（措法56②）。

## 現行の中小企業事業再編投資損失準備金の手続きのイメージ

(注)既に株式譲渡を行っているM&Aについては、計画の申請はできません（本制度の対象となりません）。



\*<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

中小企業庁ホームページ → 経営サポート → 経営強化法による支援 → 事業分野と提出先

(出典：中小企業庁「中小企業の経営資源の集約化に資する税制 概要・手引き」8頁を基に作成)

# 現行税制における株式買収法人の税務処理のイメージ

① 主務官庁に経営力向上計画の認定を受ける



**【前提条件】**

経営力向上計画の認定を受けた後、非上場株式を1億円で取得し、本税制の適用を受けた場合の、中小企業事業再編投資損失準備金の積立てと取崩し

② ①に基づき非上場株式を1億円で取得



③ ②の取得の日を含む事業年度において準備金70百万円を積立て



損金算入

(単位：百万円)

中小企業事業再編		中小企業事業再編	
投資損失準備金繰入	70	投資損失準備金	70

④ ③の事業年度の翌事業年度以降、②の株式のうち半分を売却し、準備金70百万円のうち35百万円を取崩し



中小企業事業再編		中小企業事業再編	益金算入
投資損失準備金	35	投資損失準備金取崩益	35

⑤ ③の事業年度終了の日から5年を経過した日を含む事業年度から5年間で、準備金残高35百万円の5分の1相当額7百万円を益金算入



中小企業事業再編		中小企業事業再編	益金算入
投資損失準備金	7	投資損失準備金取崩益	7

上記⑤の税務処理を次の4事業年度において繰り返す。

# 中小企業事業再編投資損失準備金制度の見直し（「大綱」P74～75）

次の措置が講じられた上、その適用期限が令和9年3月31日まで3年延長されます。

## 1. 拡充枠の創設

産業競争力強化法の改正を前提に、同法の特別事業再編計画の認定を受けた認定特別事業再編事業者である法人が、一定の要件の下で株式等の購入による取得をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合（その株式等の取得価額が100億円を超える金額又は1億円に満たない金額である場合及び一定の表明保証保険契約を締結している場合を除く。）において、その株式等の価格の低落による損失に備えるため、その株式等の取得価額に、次の株式等の区分に応じ、それぞれ次の割合を乗じた金額以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金算入できる措置が加えられます。

- ①その認定に係る特別事業再編計画に従って最初に取得をした株式等：90%
- ②上記①に掲げるもの以外（特別事業再編計画に従った2回目以降の取得）の株式等：100%

この準備金は、その株式等の全部又は一部を有しなくなった場合等に取り崩し、その積み立てた事業年度終了の日の翌日から10年を経過した日を含む事業年度から5年間で、経過した準備金残高の均等額を取崩し、益金算入されます。

【参考】拡充枠の適用につき、経済産業省「令和6年度(2024年度)経済産業関係 税制改正について」16頁に下記の説明があります。

- ・産業競争力強化法において新設する認定を受けることが要件(拡充枠は過去5年以内にM&Aの実績が必要)。
- ・中堅企業は2回目以降のM&Aから活用可能。

## 2. 現行制度の見直し

- ①事業承継等を対象とする一定の表明保証保険契約を締結している場合は本制度を適用しないこととされ、株式等の取得をした事業年度後にその事業承継等を対象とする一定の表明保証保険契約を締結した場合は、準備金の全額を取り崩して、益金算入することとされます。
- ②中小企業等経営強化法の経営力向上計画（事業承継等事前調査に関する事項の記載があるものに限る。）の認定手続について、その事業承継等に係る事業承継等事前調査が終了した後（最終合意前に限る。）においても、その経営力向上計画の認定ができることとされます。

## 税制改正の流れ

与党（自由民主党・公明党）は令和5年12月14日、令和6年度税制改正大綱を公表しました。政府は今後この税制改正大綱を受けて、法改正の受付に入ります。

今後のスケジュールは税制改正大綱を政府として閣議決定した後、令和6年1月中に関連する法律のどの条文を改正するかについての概略をまとめた「税制改正要綱」を取りまとめます。同年2月ごろには、税制改正要綱に基づき一連の関連法の改正法案を国会に上程するながれになります。

国会は令和6年3月末までには改正法が成立するよう審議を行います。改正法が成立すれば、政府は公布日を閣議決定し、公布します。例年の流れでは令和6年3月31日に公布、改正法の附則で規定された原則的な施行日である令和6年4月1日に間に合わせることとなります。

## 参考文献・凡例

「令和6年度税制改正大綱」（与党大綱）	自由民主党・公明党
「令和6年度国土交通省税制改正 説明資料」	国土交通省
「令和6年度地方税制改正(案)について」	総務省
「令和6年度(2024年度)経済産業関係 税制改正について」	経済産業省
「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税等のあらまし」	国税庁
「中小企業の経営資源の集約化に資する税制 概要・手引き」	中小企業庁

**【凡例】**

本文で使用している法令の略称は以下の通りです。

相法…相続税法、措法…租税特別措置法、地法…地方税法

(例) 相法21の11の2①…相続税法第21条の11の2第1項

